

## 「大学図書館 電子図書館・電子書籍貸出サービスのアンケート 2020」の用語解説

以下の用語の説明は、今回のアンケートのご回答をいただくための用語解説となります。

### 【1】「電子図書館サービス」及び「電子書籍サービス」

- ・このアンケートにおいて「電子図書館サービス」とは、以下の①から⑤のサービスをいいます。
- ・①の「電子書籍サービス」については、著作権が有効な電子書籍をライセンスを限定して提供するサービスをいいます。

### 「電子図書館サービス」

| サービス名                        | サービス内容                                    | サービス名・提供者  |
|------------------------------|---|--|
| ① 電子書籍サービス                   | ・電子書籍をライセンスを限定して提供するサービス<br>・オーディオブック電子書籍 | ・Maruzen eBookLibrary(丸善雄松堂)<br>・KinoDen(紀伊國屋書店)<br>・Springer eBook(Springer社)<br>・Book Looper(京セラコミュニケーションシステム)<br>・Overdrive Japan(メディアドラ)<br>・医書.jp(医書ジャーナル)<br>・Wiley Online Library(Wiley社)<br>・LibrariE&TRC-DL、TRC-DL(TRC)<br>・LibrariE(日本電子図書館サービス) |
| ② 電子ジャーナルサービス                | ・オンライン学術ジャーナルの提供サービス                      | ・Science Direct(Elsevier社)等  |
| ③ 国立国会図書館 図書館向けデジタル化資料送信サービス | ・絶版等の理由で入手困難な資料を全国の公共・大学図書館等の館内で利用できるサービス | 国立国会図書館  |
| ④ データベース提供サービス               | ・新聞や雑誌、統計情報、専門情報などのデータベース提供サービス           | ・ジャパンナレッジ<br>・医中誌Web<br>・日経BP記事検索サービス<br>・聞蔵Ⅱ(朝日新聞)等   |
| ⑤ デジタルアーカイブの提供               | ・図書館所有の貴重書、広報の紙の資料などを電子化して提供するサービス        | ・ADJAC(TRC)<br>・AMLAD(NTTデータ)  |
| ⑥ 音楽配信サービス                   | ・音楽・音声情報配信サービス                            | ・ナクノス・ミュージック・ライブラリー<br>・国立国会図書館歴史的音源提供サービス   |

※当アンケートでは、Webでの図書検索・貸出予約サービス、OPAC検索は「電子図書館サービス」とはしておりません。

### 【2】「電子書籍コンテンツ」

(アンケート中は単に「コンテンツ」と略することがあります)

- ・「電子書籍コンテンツ」とは、電子書籍サービスとしてパソコン・タブレット・スマートフォンなどに提供される電子版の書籍コンテンツのことをいいます。
- ・「電子書籍コンテンツ」は、電子書籍ビューア及び、電子書籍専用端末で閲覧できるように技術的な処理がされ、電子的提供ができるような著作権者との権利処理を行い、電子的にデータベース検索ができるように書誌情報等を総合的に提供されます。

### 【3】「電子書籍端末」「電子書籍ビューア」

・「電子書籍端末」「電子書籍ビューア」とは、電子書籍を読むことができる電子端末、電子書籍を読むことができるソフトウェア（アプリケーション）のことをいいます。

・電子書籍を読むことができる電子端末には、パソコンや、スマートフォンやタブレット（iPhone、iPad、Android、Windows 端末等）等で、Web ブラウザやアプリ（アプリケーション）を利用して閲覧することができます。

### 【4】「デジタルアーカイブ」

・「デジタルアーカイブ」とは、各大学図書館及び、大学図書館が属する大学が所有する独自の資料、冊子、書物をデジタル化して保存、提供することを対象としています。

### 【5】国立国会図書館 「図書館向けデジタル化資料送信サービス」

・「図書館向けデジタル化資料送信サービス」とは、国立国会図書館のデジタル化資料のうち、絶版等の理由で入手が困難な資料を全国の公共・大学図書館等の館内で利用できるサービスのことを言います。

・国立国会図書館の承認を受けた公共図書館等においては、送信を受けた資料の閲覧・複写サービスが実施できます。

・詳細は以下のページに記載があります。[https://www.ndl.go.jp/jp/library/service\\_digi/](https://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digi/)

The screenshot shows the National Diet Library website. The main navigation bar includes 'Home', 'Services & Related Information', 'Where to be received', 'Business Introduction', 'For Related Parties', and 'About the National Diet Library'. The breadcrumb trail is: Home > For Librarians > Library-to-Library Digital Content Transmission Service (For Librarians). The page title is 'Library-to-Library Digital Content Transmission Service (For Librarians)'. The main content area explains the service, which allows for the use of digitized materials that are out of print or difficult to obtain. It notes that the service is based on the Copyright Act (Article 31, Paragraph 3) and the e-Gov Act. A note states that the service is based on the 'Guidelines for the Limited Transmission of Digitized Materials from the National Diet Library to Other Libraries' (PDF: 468KB). There are three highlighted sections: 1. 'For librarians outside Japan, please consider using the service' with a link to the 'Digitized Contents Transmission Service for Libraries (For Librarians)'. 2. 'For those outside the library staff, please refer to the overview and usage of the service' with a link to the 'Library-to-Library Digital Content Transmission Service'. 3. 'For publishers, authors, etc., please check the exclusion procedures for the service' with a link to the 'Library-to-Library Digital Content Transmission Service (Library-to-Library Digital Content Transmission) Exclusion Procedures'.

【6】その他、公共図書館における「電子書籍」等提供サービスの類型について

・当アンケートでは、以下のように「電子書籍提供サービス」を分類し「電子書籍サービス」とあるものは、下図の1-①を対象としています。

大学図書館における「電子書籍」等提供サービスの類型(電流協 電子図書館部会作成)

| 分類 | サービス事業者                      | サービス事業者                                   | 提供サービス例  | 提供形態                                       |
|----|------------------------------|---|--|--|
| 1  | ① 電子書籍サービス                   | 電子書籍サービス提供事業者                             | 例:<br>・Maruzen eBookLibrary(丸善雄松堂)<br>・LibrariE(JDLS)、・LibrariE&TRC-DL (TRC)<br>・KinoDen(紀伊國屋書店)<br>・Springer eBook(Springer社)<br>・Book Looper(京セラコミュニケーションシステム)<br>・Overdrive Japan(メディアアドゥ)<br>・医書jp(医書ジャービー)<br>・Wiley Online Library(Wiley社) | Webやアプリでの電子書籍の閲覧                           |
|    | ② 電子ジャーナルサービス                | 電子ジャーナルサービス提供事業者                          | 例: Science Direct(Elsevier社)等  |  |
|    | ③ 国立国会図書館 図書館向けデジタル化資料送信サービス | 国立国会図書館                                   | 説明記載(国立国会図書館ホームページ)<br><a href="https://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digital">https://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digital</a>   | (著作権法31条3項の規定による)国立国会図書館デジタル資料のうち、絶版等資料の提供 |
|    | ④ データベース提供サービス               | データベースサービス提供事業者                           | 例: ジャパンナレッジ<br>・新聞DB/EJ(外国ジャーナル)等  | オンラインデータベース利用提供                            |
|    | ⑤ デジタルアーカイブ                  | 著作権者が図書館・自治体(図書館(自館)経由)<br>※主に無償著作物       | 例: TRC-DL(独自資料扱)/AMLAD(NTTデータ)等<br>(図書館アーカイブサービス)  | 図書館自身が情報発信・広報資料                            |
| 2  | パブリックドメイン電子書籍提供              | 著作権期間終了(パブリックドメイン ※)<br>・オンライン参照、ダウンロード提供 | 例: 青空文庫(データ)/プロジェクト Gutenberg他   | 著作権期間終了の著作物の提供                             |
| 3  | 障害者向け電子書籍等提供                 | 著作権の制限規定により、使用が可能な著作物                     | サビエ図書館   | 障害者への著作物提供(著作権法37条の権利制限規定に準じた提供)に          |
| ※  | パブリックドメイン                    | パブリックドメイン                                 | 著作権(著作財産権)期間が満了しているもの。<br>著作物自体は多くが無償か低額で提供されているもの。  |  |